

市立保育所等グリストラップ清掃及び汚泥収集・運搬業務委託仕様書

排出事業者 千葉市（以下「発注者」という。）と、市立保育所等グリストラップ清掃及び排出汚泥収集・運搬業者 _____（以下「受注者」という。）は、発注者の事業場にあるグリストラップの清掃業務の実施及び同業務の結果排出される汚泥（産業廃棄物）の収集・運搬に関して次のとおりとする。

1（法の遵守）

発注者及び受注者は、業務の遂行に当たって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

2（委託内容）

委託内容については、次のとおりとする。

- (1) 発注者は、別紙に記載した市立保育所等（以下「保育所」という。）のグリストラップ清掃業務及び当該業務の結果排出される汚泥の収集・運搬業務（以下「清掃等業務」という。）を受注者に実施させる。
- (2) 受注者の汚泥の収集・運搬に係る事業範囲は次のとおりであり、受注者は、この事業範囲を証するものとして、許可証の写しを発注者に提出し、契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、契約書に添付する。

ア 収集・運搬に関する事業範囲

[産廃]

許可都道府県・政令市： 千葉県
許可の有効期限：
事業範囲： 収集・運搬（積替・保管を除く）
許可の条件：
許可番号：

[産廃]

許可都道府県・政令市： 東京都
許可の有効期限：
事業範囲： 収集・運搬（積替・保管を除く）
許可の条件：
許可番号：

- (3) 発注者が、受注者に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類及び数量は次のとおりとする。

種類： 汚泥
年間予定数量： 14.00 m³

- (4) 受注者は、発注者から委託された前号の廃棄物を発注者の指定する次の処分事業場に搬入する。

名称及び代表者の氏名： 株式会社 京葉興業 千葉支店
支店長 望月 孝一

許可都道府県・政令市： 東京都
許可の有効期限： 令和9年11月29日
事業の区分： 処分（中間処理）

産業廃棄物の種類： 汚泥、廃油

許可の条件： 許可証の通り

許可番号： 第13-20-005618号

事業場の名称： 株式会社 京葉興業 廃水処理プラント

所在地： 東京都江東区新砂三丁目11番13号、15号

(5) 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

3 (適正処理に必要な情報の提供)

(1) 発注者は、必要に応じ、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、書面をもって受注者に提供する。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第2版)」(平成25年6月)を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

- ・産業廃棄物の発生工程
- ・産業廃棄物の性状及び荷姿
- ・腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- ・混合等により生ずる支障
- ・日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
- ・その他取扱いの注意事項

(2) 発注者は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受注者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

(3) 発注者は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確に漏れなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、受注者は委託物の引き取りを一時停止し、マニフェストの記載修正を発注者に求め、修正内容を確認のうえ、委託物を引き取るものとする。

4 (委託業務実施前提出書類)

- ①産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
- ②実施予定表

5 (委託業務実施後提出書類)

- ①確認書(保育所長確認印のあるもの)
- ②写真(清掃前、清掃後各1枚)
- ③産業廃棄物管理票
- ④その他

6 (留意事項)

(1) 汚泥(産業廃棄物)の処分については、本市と処分業者が直接、二者間契約を締結していることから、本件業務においては、汚泥の処分費用を見積から除外すること。

また、本市と汚泥(産業廃棄物)の収集・運搬に係る二者間契約を締結すること。

(2) 発注者は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受注者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

(3) 発注者は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確に漏れなく記載することとし、虚

偽又は記載漏れがある場合は、受注者は委託物の引き取りを一時停止し、マニフェストの記載修正を発注者に求め、修正内容を確認のうえ、委託物を引き取ることとする。

- (4) 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から、本仕様書2に規定する運搬の最終目的地における荷下ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。